

2月から住民税・国保税等の申告が始まります！

今年度も2月上旬から3月中旬まで、各地区公民館等を巡回して申告受付を実施します。なお、日程については振興会を通じての回覧や肝付町ホームページ等にて別途お知らせします。

申告は決められた日に

税務課や町民生活課窓口に来庁し、申告をする方がいますが、窓口での申告受付は混雑し長時間待たせるだけでなく、申告以外の他のお客様の迷惑にもなります。

決められた日に都合の悪い場合は、申告予備日をご利用ください。(申告受付は休日も設定しています。)
また、申告受付開始前は、課税資料整理のため受付できません。

収支計算書は必ず記載の上ご来場下さい

農業や事業等を経営されている方は、売上伝票や領収書等を整理・集計の上、収支計算書を作成してください。書き方が分からない方は、領収書を項目(種類)毎に集計し、ご来場ください。(申告会場にて記載方法を指導します。)

なお、書類の不備や整理がされていない場合は受付できません。
申告当日、慌てないように事前に準備しておきましょう。

利用者識別番号の取得

「申告受付システム」の導入に伴い、確定申告書の提出が必要になった場合は、電子データで税務署に提出するため「利用者識別番号」が必要になります。これを事前に取得することにより、申告受付時間の短縮につながると考えていますので、ご協力お願いします。

申告は便利なe-Taxで

所得税の確定申告は、便利でスピーディーなe-Tax(電子申告)をご利用ください。添付書類の提出省略や還付金が早く受け取れる特典もあります。

国税庁のホームページでは、e-Taxだけでなく、書面提出用の書類の作成や収支内訳書(青色申告決算書)も作成でき、税額も自動計算しますので便利で安心です。

詳細は、国税庁ホームページ「www.nta.go.jp」へ

令和3年度税制改正について

令和3年度(令和2年1月1日から令和2年12月31日の間に得た収入)の個人住民税から適用される改正点をお知らせします。

目次

P 9

○公的年金等控除の改正 ○所得金額調整控除の創設

P10

○基礎控除の改正 ○調整控除の改正 ○扶養控除等の所得金額要件の見直し

P11

○給与所得控除の改正 ○ひとり親控除の創設及び寡婦(夫)控除の改正